

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年2月19日認可した。

平成26年2月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）西新田地区
”	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）浦谷上池地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）北内地区
”	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）西池地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）成願寺地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）室塚上地区
”	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）打越下池地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）天満地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）西行末地区
”	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）原下池地区
”	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）下土居地区
”	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）赤子池地区
”	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）中新田上地区